一般社団法人日本癌治療学会ホームページリンク設定に関する規約

第1章 総則

(適 用)

第1条 一般社団法人日本癌治療学会ホームページ(以下,一般社団法人日本癌治療学会を「本学会」といい,一般社団 法人日本癌治療学会ホームページを「学会ホームページ」という)のリンクについては,この規約による。

(目 的)

- 第2条 学会ホームページと、国、地方公共団体及び国内外の公共性の高い団体等のホームページとのリンク設定は、会員をはじめとする閲覧者の便宜を図り、本学会の活動に関する情報をより広く発信し、また、関係機関又は団体の広報活動を支援することを目的とする。
- 第2章 学会ホームページへのリンク設定

(リンク許可の基準)

- 第3条 学会ホームページにリンク設定を行うホームページは、次の各号に適合するものでなければならない。
 - (1) 前条に定める目的に合致すること
 - (2) 公的機関,公共性を有する団体,又は、その他,本学会が適当と認める団体のホームページであること
 - (3) 掲載内容が、当該団体を所管する国又は地方公共団体等の指導・指示、並びに、著作権法等関係法令を遵守していること

(リンク不許可の基準)

- 第4条 学会ホームページにリンク設定を行うホームページは,次の各号のいずれかに適合するものはリンクを認めない。
 - (1) もっぱら、営利、政治、宗教、その他、学会ホームページとリンクすることがふさわしくない事項を目的とするもの
 - (2) 掲載内容が、公序良俗に反する、又は、他者を誹謗中傷するもの
 - (3) 科学的根拠のない記載及び誇張により、閲覧者に誤った情報を与えるもの
 - (4) 学会ホームページにリンクすることにより、本学会と特別な関係があるように装ったり、リンクの設定自体を 営利目的としたりするもの
 - (5) 本学会の社会的信用を損ない、又は、本学会に経済的損失を生じさせるもの
 - (6) その他,本学会が不適当と認めるもの

(リンク申請及び許可)

- 第5条 本規約に同意のうえ、学会ホームページへのリンクを希望する機関又は団体のホームページの管理責任者(以下、「管理者」という)は、本学会広報・渉外委員長(以下、「担当委員長」という)に対し、次の各号により、申請することができる。
 - (1) 申請は、郵送、ファクス、又はe-mailによること
 - (2) 機関又は団体の名称及び概要を明らかにすること
 - (3) 当該ホームページの掲載内容を提示すること(ホームページURLの提示,又は,開設前である場合には,内容がわかる詳細な説明書等による)
 - (4) 管理者又はその代理人の連絡先(e-mailアドレス,電話,又はファクス)を明示すること
 - (5) 本規約への同意を明示すること
- 2 担当委員長は、申請を受理したときは、前条の各号に照らし、リンク設定を許可することの可否を決定し、その 結果を管理者に通知するものとする。
- 3 担当委員長は、前項の可否の決定に慎重な検討が必要と判断したときは、広報・渉外委員会(以下、「担当委員会」という)の協議により可否を決定する。

(リンク設定上の留意事項)

第6条 前条に定める手続きにより、学会ホームページへのリンク設定を許可されたときは、管理者は、原則として、学会ホームページのトップページにリンク設定を行い、リンク先が学会ホームページであることを当該ホームページに明記しなければならない。

(リンクの解除)

第7条 学会ホームページへのリンク設定を許可されたホームページの内容等が変更され、第3条の各号に適合しなくなったとき、あるいは、第4条に適合すると判断された場合は、管理者は速やかに学会ホームページへのリンク設定を解除しなければならない。

- 2 担当委員長は、学会ホームページへのリンク設定を許可したホームページが第3条の各号に適合しなくなったことを知ったとき、第4条の各号に該当すると判断したとき、又は、第3条と第4条の規定を満たさず、かつ、第5条に定める手続きを経ず随意に学会ホームページにリンク設定をしているホームページがあることを知ったときは、管理者に対し、直ちにリンク設定を解除するよう申し入れると同時に、そのことを担当委員会に報告するものとする。
- 第3章 学会ホームページへからのリンク設定

(リンク基準)

- 第8条 学会ホームページからリンク設定を行うホームページは、次の各号に適合するものでなければならない。
 - (1) 第3条の各号に適合するものであること
 - (2) 公的機関,若しくは、原則として、500名以上の会員を有する学会、研究会、その他の非営利の学術系団体のホームページ、又は、それらが主催する学術系の集会のホームページであること

(リンク申請及び許可)

- 第9条 本規約に同意のうえ,学会ホームページからのリンク設定を希望する機関又は団体等ホームページの管理者は, 担当委員長に対し,次の各号により,申請することができる。
 - (1) 郵送, ファクス, 又はe-mailによること
 - (2) 機関又は団体の名称及び概要を明らかにすること
 - (3) 当該ホームページの掲載内容を提示すること(ホームページURLの提示)
 - (4) 管理者又はその代理人の連絡先(e-mailアドレス,電話,又はファクス)を明示すること
 - (5) 本規約への同意を明示すること
- 2 担当委員長は、申請を受理したときは、前条各号の条件に照らし、当該ホームページが前条各号に明らかに違背 していると判断した場合を除き、リンク設定の可否について、担当委員会の協議に付す。
- 3 担当委員会の協議における全会一致の賛成をもって、リンク設定を許可し、許可の決定がなされたときは、担当 委員長は、速やかに学会ホームページから当該ホームページへのリンク設定を行う。
- 4 第2項において,担当委員長は、当該ホームページが前条各号に明らかに違背していると判断したときは、リンク設定を不可とし、担当委員会に速やかに報告する。
- 5 リンク設定の可否いずれの場合にも,担当委員長は,速やかに管理者に結果を通知する。

(本学会の各種委員会又は会員からのリンク申請)

- 第10条 本学会の各種委員会又は会員は、学会ホームページから、他機関又は団体のホームページへのリンク設定を希望するときは、担当委員長にリンク設定を申請することができる。
- 2 前項のリンク申請及びその可否決定の手続きは、前条の規定を準用する。この場合には、前条第 1 項及び第 5 項に「管理者」とあるのは、「各種委員会又は会員」と読み替えるものとする。

(管理者の留意事項)

第11条 学会ホームページからリンク設定されたホームページのURL, 当該機関又は団体の名称等, 申請時に提示した事項に変更があったときは, 管理者は, 速やかに担当委員長に通知しなければならない。ただし, 第10条の各項によりリンク設定が許可されたホームページにあっては, この限りではない。

(リンクの解除)

- 第12条 学会ホームページからリンク設定を行ったホームページの内容等が変更され、第 7 条の各号に適合しなくなったときは、管理者は、速やかに担当委員長に通知しなければならない。ただし、第 1 0 条の各項によりリンク設定が許可されたホームページにあっては、この限りではない。
- 2 担当委員長は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにリンク設定を解除すると同時に、第 1 号及び第 2 号による解除に際しては、そのことを担当委員会に報告するものとする。
 - (1) 前項の通知を受けたとき
 - (2) 当該ホームページが第7条の各号に適合しなくなったことを知ったとき
 - (3) 当該ホームページのURLが管理者からの事前の通知なく変更されたとき
 - (4) 集会のホームページ又は申請時にリンク設定の期限が提示されているホームページについては,集会又は期限が終了したとき
- 第4章 学会ホームページの移動及び免責

(学会ホームページの移動)

第13条 本学会は、学会ホームページのURLを変更するときは、事前に学会ホームページ及び機関誌に変更の通知を掲載 して広報するものとし、管理者に対し、個別の通知は行わない。

(免 責)

第14条 学会ホームページと他団体等のホームページのリンク又はリンクの不許可・解除等により、当該団体、当該団体 ホームページ閲覧者、管理者及び第3者に何らかの損害が発生しても、学会は、いかなる責任も負わないものと する。

第5章 補則

(理事会への報告)

第15条 担当委員長は、学会ホームページと他団体等のホームページのリンク状況について、適宜理事会に報告を行わなければならない。

(変 更)

第16条 この規約は、担当委員会の協議及び議決を経て、かつ、理事会の承認を受けて変更できるものとする。

附則

- 1 この規則は、平成18年10月17日から施行する。
- 2 この規則は、平成27年12月24日から施行する。